

様式② 記入例

ボールペン等で記入してください(鉛筆、消えるペン不可)

児童クラブ用

1. 会社員等で雇用されている方・公務員の方・自営(法人化)をして
2. 自営業(個人)・農業・漁業・林業をしている

入会を希望する期間について証明されたものを添付してください。

申込時に発行できない等の事情があれば、入会申立書で仮申請し、発行され次第、速やかに雇用証明書を提出してください。

1. 会社員等で雇用されている方・公務員の方・自営(法人)

雇用証明書

下記、**太枠**内を調査対象者本人が記入し、就労先へ証明を依頼してください。

対象児童名	周南 太郎 (2 年)		児童クラブ名	周南 児童クラブ
	(年)			
	(年)			
調査対象者 (保護者)	氏名	周南 花子 (母)	調査対象者の生年月日	昭和59年5月8日
	住所	〒745-1111 周南市岐山通10-10		
	勤務地住所	〒745-0000 周南市大字富田000番地 株式会社周南 ××支店	自宅・校区内・市内・県内・県外・単身赴任	※いずれかに○

← 太枠内の本人記入欄の修正は、二重線に保護者印で訂正(修正液不可)

※対象児童が複数の場合、1人が原本、2人目以降はコピー可(コピーは提出前に準備してください)

※シフト制等で、本証明のみでは入会要件を満たすことが分からないときは、補足としてシフト表・出勤表・勤務実績書等の提出をお願いします。

この調査は、調査対象者が児童クラブに入会申込みをするために、昼間家庭等で保育ができないことを確認するためのものです。次のとおり調査、証明をお願いします。

なお、内容確認のため、児童クラブ担当課から電話連絡させていただくことがあります。

雇用期間 (①②どちらかに記入)	① 平成 年 月 日 ~ 定年(予定)
	② 平成31年7月1日 ~ 令和2年6月30日 (雇用終了後の再雇用予定 → あり・なし・未定)
	※産休・育休明けの場合の就労開始日 年 月 日
就労時間	8時30分 ~ 12時30分 (4時間 分) (4日/月)
	9時00分 ~ 15時00分 (5時間 分) (12日/月)
	13時30分 ~ 17時30分 (3時間 分) (3日/月)
	時 分 ~ 時 (時間 分) (日/月)
就労日数	19日
就労形態	常勤・パート
給与	月給・時給
仕事の内容	事務職(営業補助)

上記のとおり相違ないことを証明します。

期間、1月の日数、1日の時間数、時間帯で要件を見ます。記入例は、学校がある期間の要件にあてはまる日数が15日、長期休業期間の要件にあてはまる日数が16日あり、通年の入会要件を満たします。

※シフト制等で、「○時~●時 うち×時間」など、雇用証明書だけで要件を満たすか判断できない場合は補足として直近のシフト表や出勤表、勤務実績書をご提出ください。

令和2年1月10日

証明日必須

事業所所在地 周南市新南陽町1-1

事業所名 株式会社 周南

代表者名 代表取締役 南陽 二郎

☎ 0834 - 〇× - 0000

之代印表

← 枠内及び証明者部分の修正は、必ず右下の印と同一の印で修正(修正液不可)

ボールペン等で記入してください(鉛筆、消えるペン不可)

児童クラブ用

2. 自営業(個人)・農業・漁業・林業をされている方

自営業確認書

記入日 令和2年 1月 8日

対象児童名	周南 太郎 (2 年)	児童クラブ名	周南 児童クラブ	
	() 年)			
	() 年)			
調査対象者(保護者)	氏名	周南 一郎 (父)	調査対象者の生年月日	昭和51年5月2日
	住所	周南市岐山通10-10		

※対象児童が複数の場合、1人が原本、2人目以降はコピー可(コピーは提出前に準備してください)

下記該当欄を記入し、調査対象者について記載された資料(確定申告書の控・開業届出書等の写し)を添付してください。添付できない場合のみ、各地区民生委員・児童委員へ確認を依頼してください。

(1) 個人営業

事業所所在地	周南市岐山通10-10			
事業所名/電話番号	周南工務店	☎	0834-33-4444	
事業開始年月日	平成25年 4月 1日			
調査対象者の就労開始日	平成25年 4月 1日			
	氏名	就労時間	就労日数(月平均)	仕事の内容(業種・職種等)
事業主	周南 一郎	8:00 ~ 17:00 (9時間/日)	25日	塗装業
事業従事者		(時間/日)	日	

記入例は、学校がある期間・長期休業期間の要件の両方にあてはまるので、通年の入会要件を満たします。

(2) 農業

農業従事者氏名		年	月	日	
耕作地代表地番	番地				
耕作面積	田	アール	畑	アール	その他
農繁期	月~月(月平均) (日従事) (日)				作物の種類(詳しく)
農閑期	農業・漁業・林業については、兼業でも構いませんし、規模も問いませんが、仕事として取り組んでいる場合に限りです。家庭菜園や自家用のみの田畑の管理は対象になりません。				

(3) 漁業

漁業従事者氏名		従事開始年月日	年月日	月出漁日数	日(月平均)
---------	--	---------	-----	-------	--------

(4) 林業

林業従事者氏名		従事開始年月日	年月日	
繁忙期	月~月(月平均)	日(従事)	閑散	

上記の内容を証明できる書類(確定申告書の控え、営業許可書、個人事業の開業届出書等の写し)を添付できる場合、署名をいただく必要はありません

上記の内容について調査した結果、相違ないことを

証明日必須 令和2年 1月 11日

民生委員・児童委員

岐南 太郎



自治会長ではない